

業務委託内容

1 セーリング出張陸上体験会

- (1) セーリング体験ができる「陸上」でのイベントを、市内各地域に出張して開催し、より多くの市民へセーリング競技の普及啓発を図ることができる地域に密着したイベントを、下記表のとおり5回以上実施すること。
- (2) 原則として、下記表の会場にブースを設置し、PR活動及びセーリング陸上体験イベントを行うこと。

項目	詳細
会場	①ふじさわ産業フェスタ ②藤沢市民まつり ③湘南台ファンタジア ④委託者が指定するイベント ⑤委託者が指定するイベント
日程 (予定)	①2019年5月25日(土)、26日(日) ②2019年9月28日(土)、29日(日) ③2019年10月26日(土)、27日(日) ④未定(1イベントに対し、1日の実施) ⑤未定(1イベントに対し、1日の実施) ※時間については、原則各イベントの実施時間に合わせる
費用	①～③の会場使用料は原則無料 ④、⑤について、会場使用料が発生する場合は、受託者が負担すること。
内容	・セーリング陸上体験イベント (原則OP級1艇を使用した体験会) ・東京2020大会PRブース ・パラスポーツ体験コーナー ・その他、セーリングの魅力が伝わるイベント等

(3) 留意事項

- ア 2020応援団藤沢ビッグウェーブの団員数増加のための具体的施策を実施すること。
- イ ④、⑤のイベントについては、委託者が指定する。
- ウ 出展申込については、受託者が各主催者の事務局等で手続きを行うこと。
- エ 開催場所・日程等の変更がある場合、受託者は委託者と協議すること。
- オ セーリング競技関係団体から借り受けることができる備品類(運搬費用は受託者が負担)の活用を検討すること。
- カ イベント開催前の設営・物品搬入、イベント開催時及びイベント終了後の搬出に際しては、各施設管理者及びイベントの主催者と調整の上実施すること。

と。

また、適切な人員を配置し、安全管理、設営物の円滑かつ安全な搬入出及び盗難・破損・汚損の防止策を講じること。

キ イベント参加者数をカウントし、委託者に報告すること。

ク OP級の手配が困難な場合は、受託者は委託者と協議のうえ、代替艇を使用することも可能。

2 クルーザーによるセーリング競技国際レース等観戦イベントの開催

- (1) セーリング競技の普及啓発と、その魅力を体感し、東京2020大会やセーリング競技に対する市民の盛り上がりにつなげるため、クルーザーに乗船し、セーリング選手・オリンピック・競技関係者等による競技解説を行い、海上からセーリング競技の国際レース等観戦イベントを行うこと。

また、具体的な実施方法や観戦対象となるレースを企画提案すること。

項目	詳細
会場	湘南港（藤沢市江の島1-12-2）
日程	3日間
観覧艇	クルー・ドライバーを含めて30人程度が乗船可能な大型クルーザー2艇
参加者人数	3日間合計で400～500人程度
費用	会場使用料や、その他事業実施に伴い生じる申請のために必要な費用は受託者が負担すること。

- (2) イベントの募集、参加者の決定及び応募者への通知は受託者が行うこと。

なお、応募者多数の場合、参加者の選定方法は委託者と協議すること。

- (3) イベント開催・運営に伴う必要な機材や人員の配置

ア イベント当日の受付や参加者の着替えなど陸上における必要機材（必要に応じテント、テーブル、椅子、筆記用具及び事務備品等）を準備すること。

イ 海上運営で必要な機材等の準備

観覧艇、レスキューボートなど海上運営で必要な機材を準備すること。

参加者用ライフジャケット一式、特に子どもが参加する可能性があることに留意して必ず乗船人数分準備すること。

海上運営に関しては、熟練した運営従事者を配置すること。

- (4) イベントに関するチラシを含む広報媒体の作成及び周知

本イベントを周知し、参加者を募集するためのチラシを含む魅力的な広報媒体を作成するほか、本イベント開催についての広報を行うこと。周知については、原則としてイベント開催の1月以上前から行うこと。製作物の提案にあたっては、製作数、配布先、配布方法などを具体的に示すこと。

- (5) 参加者に対し、セーリングの理解を促す内容を盛り込むこと。
- (6) 参加者が、実際に海でセーリング体験を行いたくなるような具体的な提案をすること。
- (7) イベント終了後に体験会参加者に対し、アンケートを実施すること。また、アンケート内容については委託者と協議すること。
- (8) 2020応援団藤沢ビッグウェーブの団員数増加のための具体的施策を実施すること。
- (9) 本イベントの内容を記録し、2次利用可能な映像作品を作成すること。また、できる限り、映像作品を市民等に発信する機会を設け、セーリング競技の普及啓発を図ること。

なお、映像作品はDVD等の記録媒体で納品すること。

(10) 留意事項

- ア 事業実施する3日間は同一のイベントである必要はないものとする。
- イ 日程や実施するレース等に変更がある場合、受託者は委託者と協議の上、対応を図ること。
- ウ セーリング競技関係団体から借り受けることができる備品類（運搬費用は受託者が負担）の活用を検討すること。
- エ イベントの実施に際して必要な申請書作成などの事務手続きを行うこと。
- オ イベント開催前の設営・物品搬入、イベント開催時及びイベント終了後の搬出に際しては、各施設管理者及びイベントの主催者等と調整の上実施すること。
また、適切な人員を配置し、安全管理、設営物の円滑かつ安全な搬入出及び盗難・破損・汚損の防止策を講じること。
- カ イベント申込者及び参加者数をカウントし、委託者に報告すること。

3 パラスポーツに関する授業の実施

- (1) 共生社会の推進及び障がい者スポーツ（以下「パラスポーツ」と言う）の子ども達への普及啓発を目的とし、パラリンピアンやパラアスリート等による、藤沢市内の小学校と中学校（以下「学校」という。）での授業を、それぞれ1回以上実施すること。
また付随して、授業の中で実技指導などを行い、パラスポーツの魅力を十分に伝えること。
- (2) 日程及び開催場所については、学校と調整し決定すること。
- (3) 椅子・机及び体験に必要なスポーツ用品等は、参加者人数に応じて適切な数を受託者が用意するものとする。使用物品についての費用の一切は、受託者が負担すること。学校と調整し、学校から用品を借用することは妨げない。
- (4) 参加する児童・生徒が、東京2020パラリンピック競技大会を実際の競技会場で観戦することに結び付けられるように努めること。

(5) 授業内容の記録映像作成

本授業の内容を記録し、2次利用可能な映像作品を作成すること。また、できる限り、映像作品を市民等に発信する機会を設け、パラスポーツ競技の普及啓発を図ること。

なお、映像作品はDVD等の記録媒体で納品すること。

(6) 留意事項

ア 開催場所・日程等に変更がある場合、受託者は委託者と協議すること。

イ 大会公式スポンサー等から借り受けることができる備品類（運搬費用は受託者が負担）の活用を検討すること。

ウ 受託者は学校と十分に協議を行った上で備品類の搬入出時間・方法を決定し、設置を行うこと。受託者は施設管理者の指示する床面の養生や、備品の保護等を実施すること。

エ 授業時又は授業終了後に、アンケートを実施すること。また、アンケート内容については委託者と協議すること。

オ 授業を各種メディアが取材することができるよう、受託者及び学校と調整すること。

カ 適切な人員を配置し、安全管理、設営物の円滑かつ安全な搬入出及び盗難・破損・汚損の防止策を講じること。

4 セーリングに関する授業の実施

(1) 子どもたちへのセーリング競技の普及啓発を目的に、藤沢市内の小学校と中学校（以下「学校」という。）での授業を、それぞれ1回以上実施すること。

(2) 授業の講師は、セーリングの実績や知識が豊富な人物を選定し、授業参加への調整まで受託者が実施すること。また、海外のセーリング選手を講師とすることを妨げないが、通訳を必要な人数手配すること。

(3) 日程及び開催場所については、学校と調整し決定すること。

(4) 椅子・机及び体験に必要なスポーツ用品等は、参加者人数に応じて適切な数を受託者が用意すること。また、使用物品についての費用の一切は、受託者が負担すること。学校と調整し、学校から用品を借用することは妨げない。

(5) 参加する児童・生徒が、東京2020オリンピック競技大会を実際の競技会場で観戦することに結び付けられるように努めること。

(6) 授業内容の記録映像作成

本授業の内容を記録し、2次利用可能な映像作品を作成すること。また、できる限り、映像作品を市民等に発信する機会を設け、セーリング競技の普及啓発を図ること。

なお、映像作品はDVD等の記録媒体で納品すること。

(7) 留意事項

- ア 開催場所・日程等に変更がある場合、受託者は委託者と協議すること。
- イ 大会公式スポンサー等から借り受けることができる備品類（運搬費用は受託者が負担）の活用を検討すること。
- ウ 受託者は学校と十分に協議を行った上で備品類の搬入出時間・方法を決定し、設置を行うこと。受託者は施設管理者の指示する床面の養生や、備品の保護等を実施すること。
- エ 授業時又は授業終了後に、アンケートを実施すること。また、アンケート内容については委託者と協議すること。
- オ 授業を各種メディアが取材することができるよう、受託者及び学校と調整すること。
- カ 適切な人員を配置し、安全管理、設営物の円滑かつ安全な搬入出及び盗難・破損・汚損の防止策を講じること。

5 周知・広報業務

受託者は、委託者が2019年度中に実施する下記の表に記載しているイベント等についても広報を実施し、各イベントへの集客増に努めること。

また、本業務委託にかかる実施事業は、イベント終了後の結果についても周知・広報を実施すること。

2019年度の主な実施事業一覧（本業務委託事業を除く）

イベント	実施日程（予定）
オリンピック教室	2019年夏季
カウントダウンイベント	2019年8月
パラリンピック教室	2020年3月
プールでセーリング体験	2020年2～3月頃

6 東京2020マスコットPR

東京2020マスコットをPRするために、各事業で効果的なPR方法を提案すること。

7 事業報告書の作成

実施した広報の内容及び結果等をまとめた報告書を作成すること。

8 留意事項

- (1) 業務を適切かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に連絡をとり、定期的に打合せを行うとともに、業務の方針等について、十分な調整を図ること。
- (2) 打合せを行った時は、受託者が議事録を作成し、速やかに委託者に提出す

ること。

- (3) 関係機関との調整事項、法規制の調整を行うこと。
- (4) このイベントにより、造営物その他に損傷を与えた場合には、受託者の責任において原形に復すること。
- (5) 各イベントに対して、適切な保険に加入すること。
- (6) 雨天時等により、屋外でのイベント開催が困難となる場合を見込み、本業務委託の趣旨・目的に沿った代替案を計画に含めること。なお、イベントの実施ができない場合、当該イベントにかかる費用は、委託者と協議すること。
- (7) 天災等により、やむを得ず体験会の開催が困難な場合等の不測の事態への対応は、委託者と協議の上、方針を決定すること。
- (8) 業務を遂行するうえで知り得た事項について、法令等に特別な定めがある場合を除き守秘義務を負う。このことは、本委託業務が終了した後も同様とする。
- (9) 業務の実施にあたり、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 講師への謝礼の支払いについては、受託者が負担する。また、謝礼の振込に関わる手数料等についても受託者が負担する。
- (11) 大会公式スポンサーと必要に応じ、連携を図り、効果的に気運醸成を実現する企画及び実施運営を行うこと。
- (12) 本事業は、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施する「東京2020参画プログラム」の認証を申請予定であるため、認証要件に合致するように留意するとともに、申請にあたっては委託者が円滑に事務手続きを行えるよう協力すること。
- (13) 委託者は、本業務委託で実施するイベントの記録映像の撮影をNPO法人と協働して実施することを予定している。そのため、受託者は全てのイベントにおいて、委託者が希望する撮影を行うことが出来るよう、関係者等と調整を行うこと。

9 その他

- (1) 全国で開催される同様のイベント情報及び委託者の事業展開に参考となる情報の入手に努め、適宜委託者に報告すること。
- (2) セーリング競技関係団体との連携が必要な事業については、適宜必要な協議・調整を行うこと。
- (3) 各イベントに関するチラシを含む広報媒体の製作物で使用する写真等は、原則受託者が用意すること。
- (4) (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の掲げるアンブッシュマーケティングに配慮すること。

以 上